

映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会報告書〈概要〉

知的財産戦略本部「コンテンツ・日本ブランド専門調査会」からの依頼に基づき、放送番組のネット配信に関する集中管理の拡大やルール形成について検討。（平成21年4月～放送番組における映像実演の検討WGにて検討）

～ メンバー：放送局、制作会社、実演家団体、出版社、レコード会社、映画会社等 （事務局：内閣官房知的財産戦略推進事務局）

WGでの検討

3つのガイドラインを策定

1. 小説、コミックを原作とするドラマ等をネット配信する際のガイドライン（出版社が作者の窓口となっている場合における、出版社と放送局等とのガイドライン）
2. レコード会社と専属契約がある歌手が出演する歌番組等をネット配信する際のガイドライン（レコード会社と実演家の専属契約に基づいて、レコード会社に手続きが必要な場合におけるレコード会社と放送局とのガイドライン）
3. 有名な映画監督の特集番組等、映画の一部を使用した番組をネット配信する際のガイドライン（映画の一部を使用している場合における映画会社と放送局等とのガイドライン）

権利処理の集中化

・映像コンテンツ権利処理機構(ARMA)(実演家に許諾を得る際の一元的な窓口)
(平成22年4月から業務開始)に係る、権利処理の集中化を進める方策等について議論

小説・コミックを原作とするドラマ等のネット配信促進

歌番組等のネット配信促進

映画の一部を使用した番組のネット配信促進

実演家の権利処理の簡素化による放送番組のネット配信促進

今後の課題

1. 放送番組のネット配信の普及促進 利便性の高いサービス(携帯機器への転送等)や新たなメディア(特にIPTV)普及が必要。
2. 著作権侵害コンテンツ対策 正規ビジネス阻害要因の排除のため、国内海外ともに政府における実効的な取組が必要。
3. 優れた映像コンテンツの制作基盤の確保について

海外展開の強化による新しい市場の確保および政府におけるコンテンツ分野以外(観光、教育 等)のデジタル化による制作機会の拡充などが必要。

今後もメーカー、権利関係者、放送局等の関係者が共生できる環境の下、ユーザーニーズに応じた新しいビジネスモデルを協力して構築していくことが不可欠。